

現金の暦年贈与は法人で

1. シンプルな暦年贈与が好まれる

シンプルで大胆な贈与ができる現金の暦年贈与が資産家から好まれています。相続税の最高税率が適用される規模の資産家であれば、時間をかけて相続時に適用される相続税の税率より低い「贈与税の実行税率」で贈与をすると、相続財産を減らすことにつながるため節税になります。わかりやすいため、実際、多くの資産家がトライする方法です。問題は、具体的に実行する場面です。

高齢の資産家本人が金融機関に出向いて振込みでお金を贈与しようとしています。すると、振込詐欺を防止しようと金融機関の方が強いチェックをしていますので、それに引っかかるのです。ただでさえ、現金預払機の引き出し・振込み操作が心もとないところをもってきて、詐欺ではないことの説明などを強いられ煩雑なことになります。会社の社長さんとして社会に貢献した人でも高齢になればなるほど、そうした煩雑なことがあると、すぐに嫌になってしまいます。

また、贈与の後で、きちんと贈与税の申告・納税が行われているかどうか、これも問題になります。後で税務署のチェックが入って、申告漏れの指摘、本税・加算税が追徴されるようなことになると、せっかくの生前贈与が台無しです。

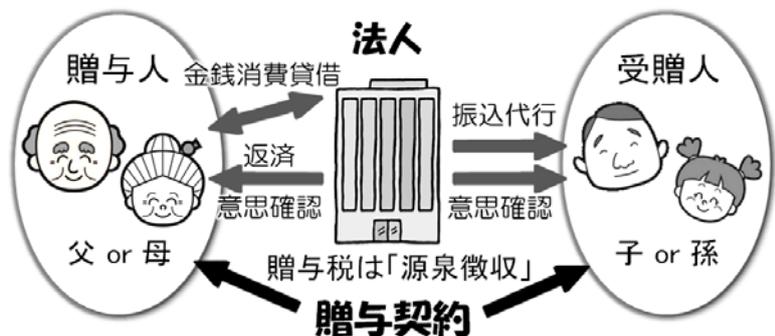
2. 法人を利用する方法

そこで、財産管理会社を利用した贈与の方法を利用することも考えてみてはいかがでしょうか？具体的には次のようにします。

- ① 贈与者（オーナーなど資産家本人）から贈与者の資産管理会社へ資金を貸し付ける。
※貸付に当たり、会社の資金需要や金利に関して配慮する。
- ② 会社は贈与者から「役員借入金」として資金を受け入れる。
- ③ 会社は例えば毎年合計 2000 万円（500 万円×4 名）を贈与者に返済する。
- ④ 毎年贈与契約書を作成する。各人署名押印する。確定日付を押印する。
- ⑤ 上記返済金 500 万円を贈与者から子や孫への贈与金額とし、資産管理会社が各受贈者に振り込むことにする。
- ⑥ 500 万円を振り込むときに贈与税 48 万 5 千円

を資産管理会社が天引きして預かる。500 万円－贈与税 48.5 万円＝451.5 万円。子や孫の預金口座には手取り金額 451.5 万円が振り込まれる

- ⑦ 翌年 3 月 15 日までに贈与税の申告は税理士が贈与税の申告書を作成し、受贈者が押印、贈与税 48.5 万円は会社の預り金から納付する。
※会社の振り込み代行等の手数料、税理士の贈与税申告業務の報酬に注意する。
- ⑧ 上記の贈与に関する一連の手続きは当事者の資産家本人やその子の手を煩わすことはない。
※会社が手続等（サービス）を行っているため、その報酬の問題が生ずる。



この手法は本人が金融機関の窓口で行うことと比べ次の点で煩雑さをなくしています。

- A、贈与時、贈与者本人による預金の振込み手続きは不要
- I、子や孫の贈与税の申告と納付も会社に関与する税理士が処理する
- ウ、預金の引き出し、振込み手続き、申告、納付さらに贈与契約書の保管等の一連の事務処理の流れはすべて会社に関与する税理士が記録、保管する

また親心として、「贈与したお金は大事に使ってもらいたい。だからすぐに浪費されるのは何とか止めたい」。そんなニーズもあります。その場合には、贈与した現金をたとえば年金保険の保険料する、いわゆる「保険料贈与」にすることも可能です。

3. その他の方法

この他の方法としては、管理能力があつて信頼のおける子がいれば、口座を作ってその子に任せる方法があります。信託銀行にも贈与を支援するものがありますが、状況に応じて利用すればよいでしょう。